

令和4年 3月29日
人間文化研究機構

研究不正行為の告発に関する事案の調査結果について

1. 経緯・概要

令和2年9月、国立国語研究所（以下「国語研」という。）の野山広准教授が国内外の研修会等講演時に使用した13編の発表資料について、盗用が行われているとの告発を受け、本機構「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動上の研究不正の防止等に関する規程」に基づき、予備調査を経て、本調査を行うことを決定し、同年11月4日に調査を開始した。

2. 調査

2-1. 調査体制

委員長	岸上 伸啓	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事 (総括研究倫理責任者)
委員	窪菌 晴夫	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 副所長(関係機関からの協力者)
委員	日比谷潤子	前国際基督教大学学長、聖心女子学院常務理事
委員	溝内 健介	清水法律事務所 弁護士

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

令和2年11月4日(水) ～ 令和3年10月28日(木)

(2) 調査対象

①調査対象論文等(発表資料)

告発の対象となった野山准教授の平成21年度から令和元年度にかけての発表資料13編を調査対象とした。

※各発表資料は、調査対象者による単独発表。

②調査対象者

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所
日本語教育研究領域・准教授 野山 広

③調査対象経費

運営費交付金による研究活動2件、科学研究費助成事業4件

※調査対象経費の抽出は、実績報告書又は成果報告書等に当該発表についての記載があるかどうか、もしくは当該発表と直接関連がある経費支出（外国旅費（滞在費、交通費）、国内旅費（日当、交通費））があるかどうかにより判定した。

(3) 調査方法・手順

- ・ 告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の基本方針
- ・ 先行研究成果発表、調査対象発表資料等の確認
- ・ 告発者への確認（ヒアリング等）
- ・ 調査対象者（被告発者）への確認（ヒアリング等）
- ・ 調査対象者（被告発者）からの弁明
- ・ 調査委員会による検討

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

「盗用」

(2) 認定した論文等

調査対象13編すべてについて盗用があったことを認定した。

(3) 不正行為に係る研究者

○不正行為に関与したと認定した研究者

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所

日本語教育研究領域・准教授 野山 広

○不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として

認定した研究者

該当なし

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

運営費交付金による研究活動2件、科学研究費助成事業4件について、実績報告書又は成果報告書等に当該発表についての記載があるか、もしくは当該発表に係る交通費や滞在費等直接関連がある経費支出があった。

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

本件事案の発表資料 13 編全てについて、研究倫理上不適切と言わざるを得ない。

このうち 1 編については、引用に当たる部分が明確に示されていないことから著しく不適切であり、さらに被告発者が告発者の了解の範囲を逸脱して流用したものと認められる。不適切な流用が故意に行われており、調査委員会は不正行為と判断した。

その他 12 編については、謝辞や参照等の記載が認められるものの不十分であり、また、3~4 枚のスライドについては引用すべき箇所に全く引用の表示がない。さらに、これらは複数年度にわたり改められることなく繰り返し行われている。これらの行為は研究者としてわきまえるべき基本的注意義務を著しく怠っているものと認められ、調査委員会は不正行為と判断した。

4. 研究機関が行った措置

(1) 発表資料の取下げ勧告

令和 3 年 12 月 13 日付けで被告発者宛てに本事案において調査対象とした発表資料 13 編のうち認定時に WEB に掲載されていた 1 編について、掲載取下げ等の適切な手続きをとるよう勧告を行った。

(2) 研究費の執行停止

執行中の研究費については、当該研究費制度の定めるところにしたがい、補助事業の廃止、研究組織の変更等の手続きを行う。

(3) 処分

機構内で検討中。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件発生の主要因は、被告発者が研究発表を行う際に当然守るべき研究者倫理（他者の研究成果については適切な引用をすること等）に関してその重要性を十分に認識していなかったことにある。また、1 件目発生当時の平成 22(2010)年は、組織的に十分な教育・研修が行われていなかったことも要因であると考えられる。

2 件目（平成 27(2015)年）以降は、機構による研究倫理教育が実施されていたにもかかわらず発生しており、不正行為の具体例や出典の明示等、研修で学んだことをしっかり実践していなかったと言える。この点は、受講者が研究倫理を理解し、習得できたかどうかの確認を組織として十分に行ってこなかったことが副次的な遠因と言える。

(2) 再発防止策

人間文化研究機構として再発防止策に取り組むとともに、本機構内の各機関へ本事案を共有し、今後の機構の研究倫理教育におけるガバナンスの強化を図る。

○機構長による行動規範の周知徹底

機構長が、各機関に「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範」(以下、「行動規範」という。)を改めて通知し、研究公正の周知徹底を図る。

○国立国語研究所における再発防止策

1) ケーススタディの実施

国立国語研究所においては、全ての教職員が研究公正についての認識を不断に見直す機会を設けることとする。人間文化研究機構主催の研究倫理研修会の内容に基づいた国立国語研究所独自のケーススタディの実施を通して類似事案の再発防止の徹底を図る。

2) チェックリスト及び誓約書の提出

ケーススタディの実施後、理解度の確認のためのチェックリストを提出させるとともに、研究不正行為を行わない旨の「誓約書」を提出させることとする。

○機構における研究倫理教育実施体制の見直し

1) 研究倫理教育の受講対象者へのフォローアップについて

機構の定める研究倫理教育(日本学術振興会による e-Learning「エルコア」の受講等)を、機構及び機関への採用※後原則2週間以内に受講することに加えて、新たに3年度ごとに受講することとする。

※ 当該研究者の研究機関への所属、または当該研究機関の受入開始(外国人研究者等)、研究プロジェクトへの参画(所属機関において研究倫理教育を未受講の機構外研究者等)等を含む。

2) 研究倫理研修会への参加について

機構主催で実施している研究倫理研修会への参加について、これまで研究倫理教育等の既受講者の参加を任意としてきたが、令和4年度より毎年度の参加を必須とし、研修会当日都合がある者は後日動画視聴等による参加を確認することとする。

同研究倫理研修会においては、機構における不正行為防止体制、通報・相談窓口の説明の他、具体的事例の紹介等を行い、さらに理解度チェックリストに基づく確認等を実施している。今後もこれらを実践していくとともに、今回の事例を受けた適切な引用方法の説明や具体的事例の紹介、剽窃チェックシステムの利用事例の紹介等の啓発活動を充実させることとする。